



**令和 2 年度実績**



犬山市立  
図書館

# 市立図書館基本方針

## 1. 図書館資料の充実

- 多様なニーズに対応した資料の充実
- 郷土の歴史や文化に関する資料の充実
- 電子媒体による情報提供の充実

## 2. 図書館ネットワークの充実

- 学校図書館との連携強化
- 広域連携の強化

## 3. 読書の普及啓発

- 家庭・地域・学校などにおける読書の推進
- 子ども読書活動の推進

犬山市は、第5次犬山市総合計画で、市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めております。市立図書館が位置する生涯学習の分野では「豊かな心と生きる力をはぐくむ教育の実現」をうたっております。この実現に向けて、市民の学習目的や学習要求がますます多様化する中で、図書館は新たな社会の要請に対応した情報提供施設としての役割を果たしていく必要があります。また、読書の拠点施設として、地域、家庭、学校などと連携して、子どもたちが本に親しむことができる取り組みや成人に対する読書の定着を推進していきます。

# 目 次

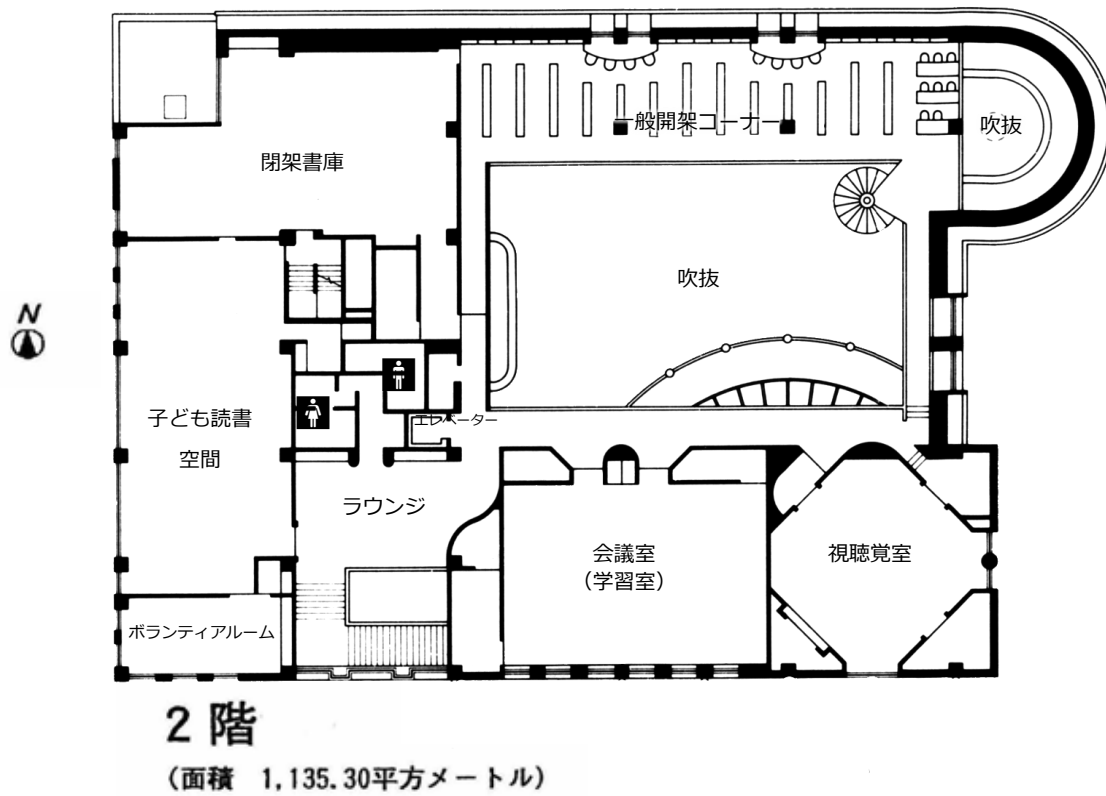
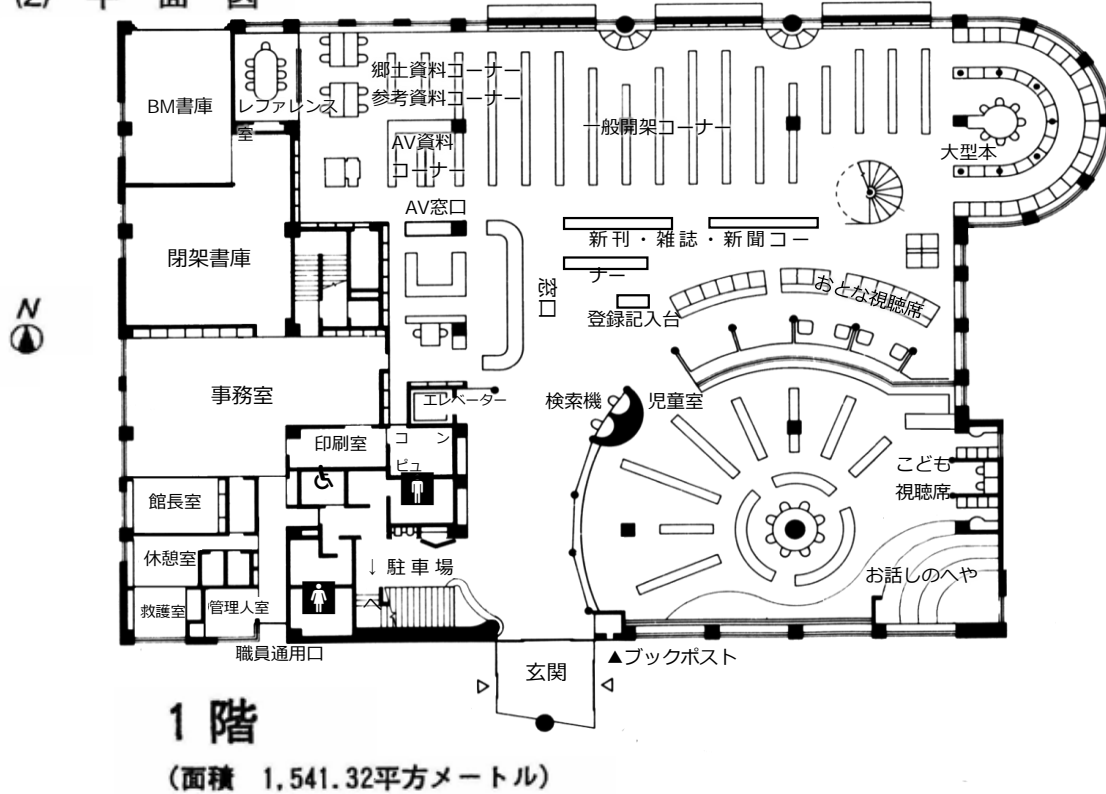
1 . 図書館の概要	1
(1) 建物の概要	1
(2) 平面図	2
(3) 利用案内	3
(4) 「団体貸出」対象校（園）一覧	5
(5) 職員体制・機構図	6
(6) 図書館関係予算	7
(7) 図書館協議会	8
2 . 図書館資料	9
(1) 蔵書統計（分類別）	9
(2) 視聴覚資料	10
(3) 所蔵新聞	10
(4) 所蔵雑誌	11
(5) 特別コレクション	12
3 . 利用統計	14
(1) 図書貸出冊数	14
(2) 利用者数	14
(3) 視聴覚資料利用点数	14
(4) 登録者数	15
(5) 予約受付数	15
(6) リクエスト受付数	15
(7) コピーサービス利用枚数	15
(8) 学習室利用人数	16
(9) ホームページ資料検索アクセス回数	16
(10) 本のリサイクル市	16
(11) 相互貸借冊数	16
(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー	17
4 . 利用状況の推移	18
5 . 図書館実施事業	19
(1) 図書館行事	19
(2) ボランティアグループ等	24
6 . 図書館のあゆみ	25
7 . 条例及び規則、要綱	27

# 1. 図書館の概要

## (1) 建物の概要

所在地	犬山市大字犬山字東古券322番地1			
市内位置図 	駐 車 場	76台分（地上20台、地下56台） ※うち、地下に車椅子専用駐車スペース（2台分）あり。		
	駐 輪 場	100台分（すべて地上にあり）		
	工 期	・着手＝1989年（平成元年）2月17日 ・完了＝1990年（平成2年）7月31日		
	総事業費	2,282,774千円		
	(内 訳)	・ 建築費	1,518,630千円	
		・ 用地費	379,906千円	
		・ 資料費	106,000千円 (図書購入費)	
			11,550千円 (視聴覚資料購入費)	
		・ 備品購入費	266,688千円	
	補 助 金	国庫補助額	84,000千円	
県費補助額		30,000千円		
収 蔵 冊 数	・ 一般開架	80,000冊		
	・ 児童開架	33,000冊		
	・ 郷土資料	5,000冊		
	・ B M 資料	25,000冊		
	・ 保存資料	60,000冊		
	・ 合 計	203,000冊		
敷地面積	3,601.77平方メートル			
建築面積	1,545.72平方メートル			
延床面積	5,000.63平方メートル			
各階面積	3 階	146.68平方メートル	設計・監理業者 株式会社 和(やまと) 設計事務所	
	2 階	1,135.30平方メートル		
	1 階	1,541.32平方メートル		
	地下1階	2,138.33平方メートル		
	駐輪場	39平方メートル		
構 造	鉄筋コンクリート造		施工業者	
	〔 一部は鉄骨造及び鉄骨鉄筋 コンクリート造 〕			
	建 築	株式会社 熊谷組名古屋支店		
	空 調	三建・田中建設共同企業体		
給排水、衛生	電 気	新東・文化電気共同企業体		
	給排水、衛生	共和・今井建設共同企業体		
	特注家具	株式会社 名鉄百貨店		

(2) 平面図



### (3)-1 利用案内（本館）

1. 開館時間 午前10時～午後6時

2. 休館日 ①毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は、次の平日）

②年末年始（12月28日～1月3日）

③特別整理期間（年間15日以内）

※令和2年度の年間開館日数は228日（4月1日～6月1日臨時休館）

### 3. 本の貸出方法

#### ① 貸出期間

<個人> 15日以内

<団体> 3カ月間—子ども未来園、幼稚園、小学校、中学校、児童センター

※団体の貸出期間は変動あり

4カ月間—善師野公民館

#### ② 貸出点数

図書・雑誌・地図 10点以内

紙芝居・貸出用郷土図書 3点以内

視聴覚資料 2点以内

(ビデオ・CD・カセットテープ・DVD)

} 合わせて10点以内  
(楽田ふれあい図書館を含む)

#### ③ 図書館カードによる貸し出し

愛知県、岐阜県に居住する人

※犬山市立図書館管理規則第5条第1項に基づく。

※登録時には、免許証・保険証などの住所が確認できる証明書類が必要

#### ④ 予約

読みたい資料（課題図書は除く）が貸出中の場合、10点まで予約できる。うち、視聴覚資料は2点まで予約できる。

#### ⑤ インターネットの利用による予約・貸出期間の延長(市民のみ)

市民（15歳以上、ただし中学生は除く）は、インターネットを利用して5点まで貸出資料・在架資料を予約することができる。また延長の手続きも行うことができる。（別途利用登録が必要）

#### ⑥ リクエスト（市民のみ）

利用者（市民に限る）からの要望により図書館に所蔵のない本を購入もしくは他の図書館から借用（相互貸借）して提供している。（予約、リクエスト全て合わせて10点まで）

#### ⑦ 障がい者郵送貸出サービス

身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の1級、2級の人が対象で、図書を郵送で一人3点まで、30日間借りることができる（郵送料無料）。

### 4. 視聴覚資料の利用

AVコーナーに視聴用ブース7台を設置している。（AVカウンターで受け付け後、指定のブースで視聴）

### 5. 図書館資料検索

利用者開放端末(タッチパネル式)が2台設置してあり、図書、雑誌、ビデオ・CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

## 6. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）。

## 7. 視覚障がい者等への録音図書等の貸出

視覚障がいのある方など、活字での読書が困難な方々に対して、録音図書（デジター図書、カセットテープ図書）、点字図書の貸出をしている。また、電子図書館「サピエ図書館」（視覚障害者情報総合ネットワーク）に入会し、点字図書・デジター図書のデータを、直接ダウンロードして利用することもできる。

- 1度に借りられる図書・・・録音図書は3点まで、点字図書は10点まで
- 借りられる期間・・・30日以内

## 8. 読書通帳の配布

市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に「読書通帳」を配布している。「読書通帳」とは図書館等で読んだ本について書き込むことのできる、銀行（金融機関）の通帳を模したメモ帳のことで、1冊で30冊分の本について書くことができる。5冊貯まると記念品が貰える。

### (3)-2 利用案内【楽田ふれあい図書館】

1. 開館時間 午前10時30分～午後5時

2. 開館日 毎週土曜日、日曜日

但し年末年始(12月28日～1月3日)、特別整理期間(年間15日以内)は休館

※令和2年度の年間開館日数は78日

### 3. 本の貸出方法

① 貸出期間

個人のみ15日以内

② 貸出点数

図書・雑誌・地図	10点以内	} 合わせて10点以内 (本館を含む)
紙芝居・貸出用郷土図書	3点以内	
視聴覚資料 (ビデオ・CD・カセットテープ・DVD)	2点以内	

寄贈図書 5点以内 合計15点以内

③ 図書館カードによる貸し出し

④ 予約

} 本館と同じ

### 4. 図書館資料検索

利用者開放端末(タッチパネル式)が1台設置してあり、図書、雑誌、ビデオ・CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

## 5. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円）。

### (4) 「団体貸出」対象校(園)一覧

#### ■「団体貸出」対象保育園・幼稚園

保育園名	巡回の回数	貸出冊数
五郎丸子ども未来園	年4回	絵本50冊 紙芝居40点
上木子ども未来園		
城東子ども未来園		
今井子ども未来園		
羽黒子ども未来園		
楽田子ども未来園		
羽黒北子ども未来園		
楽田西子ども未来園		
丸山子ども未来園		
城東第2子ども未来園		
羽黒南子ども未来園		
楽田東子ども未来園		
橋爪子ども未来園		
犬山幼稚園		
こすもす園		
白帝保育園		

#### ■「団体貸出」対象校(小・中学校)

学校名	巡回の回数	貸出冊数
今井小学校	年4回	上限 各150冊
栗栖小学校		
池野小学校		

#### ■「団体貸出」公民館・児童センター

施設名	巡回の回数	貸出冊数
善師野公民館	年3回	75冊
東児童センター	年4回	50冊
城東児童センター		
犬山西児童センター		
犬山南児童センター		
羽黒児童センター		
楽田児童センター		
中央児童館		

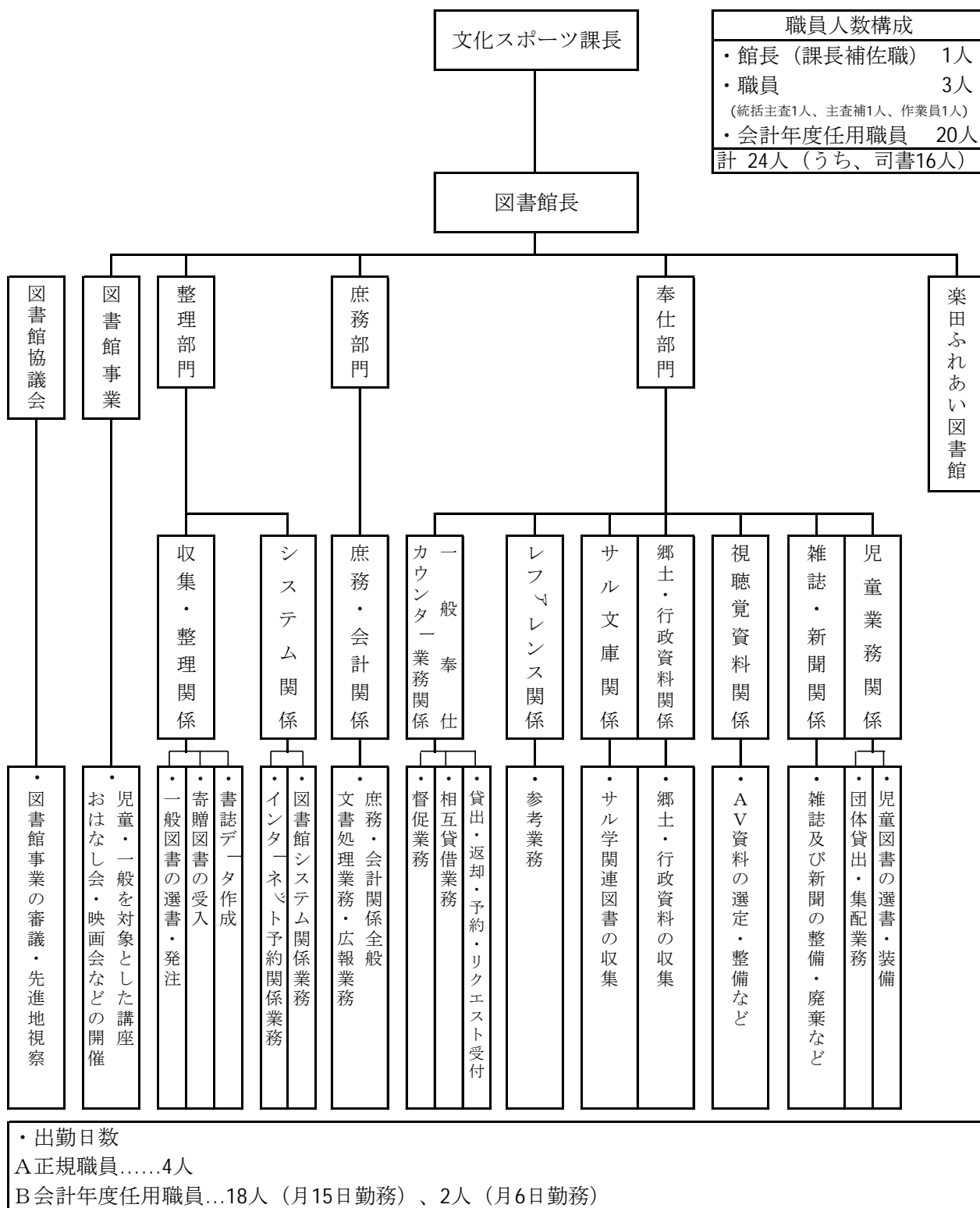
※「団体貸出」対象校(園)、児童センター及び善師野公民館には3月から4月に1度巡回。



## (5) 職員体制・機構図

(犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課図書館)

令和3年3月31日現在



## (6) 図書館関係予算

### ① 図書館予算構成比率

	金額	構成比率
一般会計予算	25,343,687 千円	100.00%
教育費	3,056,327 千円	12.06%
社会教育費	571,992 千円	2.26%
図書館費	141,232 千円	0.56%
(社会教育費内)		24.69%

### ② 図書館費

(単位：千円)

節	当初予算額		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 報酬	101	26,082	28,827
2. 給料	18,083	14,475	16,501
3. 職員手当等	10,559	12,047	15,474
4. 共済費	9,392	8,885	10,005
7. 賃金	25,406	—	—
7. 報償費	350	450	400
8. 旅費	47	732	903
10. 需用費	11,403	11,933	12,455
消耗品費	3,893	4,093	4,246
(うち、資料購入費として)	(2,663)	(2,869)	(2,090)
燃料費	0	0	8
食糧費	0	0	0
印刷製本費	292	362	418
光熱水費	6,858	7,095	7,323
修繕料	360	383	460
11. 役務費	924	928	1,039
通信運搬費	798	806	807
手数料	20	10	147
火災保険料	88	86	85
自動車損害保険料	18	26	0
12. 委託料	34,057	25,817	30,862
13. 使用料及び賃借料	6,022	5,945	6,986
14. 工事請負費	8,342	91,970	2,771
17. 備品購入費	14,895	14,900	14,960
(うち、図書購入費として)	(14,755)	(14,750)	(14,545)
18. 負担金	40	40	48
25. 積立金	2	2	1
27. 公課費	13	7	0
図書館費合計	139,636	214,213	141,232

※ 令和2年度よりパート職員が会計年度任用職員に変更となったため、賃金に計上していた金額が報酬へ含まれるようになった。

## (7) 図書館協議会

### 犬山市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職名
◎学識経験者	角田 仁	名古屋経済大学図書館館長
学識経験者	小幡 章子	元皇学館大学教育学部教育学科助教
○家庭教育の向上に資する活動を行う者	古川 よし子	どんぐり文庫主宰
学校教育関係者	児島 千尋	東小学校校長
社会教育関係者	宮地 瑛子	犬山市社会教育審議会委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	寺岡 由紀	犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (おはなしぼっくす)

◎は委員長、○は副委員長

(令和3年3月31日時点)

※犬山市図書館協議会（定数10人以内、現委員数6人）は、平成2年10月に設置された。

平成17年度より開催を休止し、社会教育審議会において図書館に関する審議を行っていた。しかし、図書館の目標基準の見直しや子ども読書活動推進計画の策定など、今後の図書館運営に関する諮問機関として必要なため、平成20年7月より再開された。年に2回行われる会議では、図書館の利用状況（年間貸出冊数・年間利用者数など）を報告するほか、その年度に行われる事業計画が審議される。

## 2. 図書館資料

### (1) 図書館資料(蔵書統計)

(令和3年3月31日現在、単位：冊)

区分 分類	令和元年度	令和2年度増加冊数			令和2年度	令和2年度	令和2年度末蔵書冊数			
	蔵書冊数	本館	楽田	計	除籍冊数	保管換等冊数 <small>注1)</small>	本館	楽田	全館合計	
一般書	0類 総記	3,608	129	14	143	239	0	3,446	66	3,512
	1類 哲学	5,498	206	5	211	237	-1	5,345	126	5,471
	2類 歴史	13,334	464	9	473	1,057	1	12,236	515	12,751
	3類 社会科学	19,474	776	15	791	1,035	-3	18,836	391	19,227
	4類 自然科学	10,023	471	23	494	579	-1	9,505	432	9,937
	5類 工学・家政	15,026	697	22	719	1,203	-2	13,653	887	14,540
	6類 産業	5,748	267	6	273	303	1	5,551	168	5,719
	7類 芸術	14,322	490	20	510	516	-2	13,874	440	14,314
	8類 言語	2,538	75	3	78	235	1	2,298	84	2,382
	9類 文学	62,680	1,940	53	1,993	3,820	17	54,689	6,181	60,870
	郷土資料	6,882	237	21	258	5	9	6,945	199	7,144
	その他 <sup>2)</sup>	11,470	354	11	365	86	4	11,638	115	11,753
	小計	170,603	6,106	202	6,308	9,315	24	158,016	9,604	167,620

児童書	0類 総記	674	13	2	15	61	0	519	109	628
	1類 哲学	586	27	3	30	25	-1	501	89	590
	2類 歴史	3,067	130	19	149	227	1	2,575	415	2,990
	3類 社会科学	2,922	104	12	116	137	0	2,427	474	2,901
	4類 自然科学	5,698	232	37	269	315	7	4,860	799	5,659
	5類 工学・家政	2,018	91	7	98	122	5	1,688	311	1,999
	6類 産業	1,234	49	7	56	33	0	1,092	165	1,257
	7類 芸術	3,022	81	5	86	195	0	2,458	455	2,913
	8類 言語	665	16	1	17	38	0	511	133	644
	9類 文学	19,158	846	84	930	176	4	17,363	2,553	19,916
	絵本	24,516	1,674	183	1,857	771	135	22,276	3,461	25,737
	紙芝居	3,105	11	0	11	1	0	2,913	202	3,115
	漫画	2,474	28	0	28	79	-2	1,815	606	2,421
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	69,139	3,302	360	3,662	2,180	149	60,998	9,772	70,770	

合計	239,742	9,408	562	9,970	11,495	173	219,014	19,376	238,390
----	---------	-------	-----	-------	--------	-----	---------	--------	---------

※ 令和2年度末蔵書冊数(本館+楽田)が「総計」である。

※ 令和2年度の年間購入冊数は8,540冊、年間寄贈受入冊数は1,407冊、その他追加冊数は23冊である。

※ 楽田ふれあい図書館の増加冊数及び蔵書冊数は、バーコード管理図書のみの数値であり、バーコード管理されていない書誌・所蔵データ未登録の寄贈図書を含まない。

注1) 保管換等冊数は、令和2年度中に保管場所の変更や分類変更を行った冊数である。

注2) その他は、地図、漫画、参考図書、サル文庫、平和図書、洋書、一般向け紙芝居、デジターを合計したものである。

## (2) 視聴覚資料 (A V 資料)

### ・映像資料

(単位：点)

種類 分類	VHS (館内利用)	VHS (館外利用)	L D (館内利用)	DVD (館内・館外)	計
邦画	236	26	120	73	455
洋画	275	69	276	83	703
音楽	6	2	119	8	135
スポーツ	0	2	7	10	19
生活・紀行	16	64	99	195	374
趣味	11	22	33	30	96
教育	8	3	23	70	104
アニメ	190	60	99	211	560
児童	26	4	22	15	67
その他	1	2	2	7	12
計	769	254	800	702	2,525

### ・聴覚資料

(単位：点)

種類 分類	C D (館外利用可)	C T (館外利用可)	計
邦曲 (ポピュラー)	908	6	914
洋曲 (ポピュラー)	293	0	293
クラシック	437	6	443
邦楽	47	21	68
演劇・落語	70	17	87
民族音楽・ 外国の音楽	25	0	25
文芸作品	116	686	802
効果音・ 実況記録	77	0	77
児童	108	9	117
その他	174	75	249
計	2,255	820	3,075

VHS：ビデオテープ

L D：レーザーディスク

(令和3年3月31日現在)

C D：コンパクトディスク

C T：カセットテープ

## (3) 所蔵新聞

中日新聞 (夕刊あり)	日本経済新聞 (夕刊あり)	週刊読書人
朝日新聞 (夕刊あり)	日刊工業新聞	ジャパントイムズ
毎日新聞 (夕刊あり)	中日スポーツ	読売KODOMO新聞
読売新聞	日刊スポーツ	
産経新聞	毎日小学生新聞	

### ・その他刊行物

尾北ホームニュース	高校生新聞
-----------	-------

(4) 所蔵雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	AERA	週刊	39	クロワッサン	月2回	77	航空ファン	月刊
2	anan	週刊	40	こどものとも	月刊	78	山と溪谷	月刊
3	BE-PAL	月刊	41	こどものとも 年少版	月刊	79	子供の科学	月刊
4	BiCYCLE CLUB	月刊	42	こどものとも 年中向	月刊	80	自家用車	月刊
5	CLASSY.	月刊	43	こどもの本	月刊	81	趣味の園芸	月刊
6	ESSE	月刊	44	この本読んで	季刊	82	週刊ベースボール	週刊
7	JTB時刻表	月刊	45	サッカーマガジン	月刊	83	週刊朝日	週刊
8	LEE	月刊	46	サライ	月刊	84	週刊東洋経済	週刊
9	LEON	月刊	47	サンキュ	月刊	85	週刊文春	週刊
10	MEN'S NON-NO	月刊	48	サンデー毎日	週刊	86	将棋世界	月刊
11	MOE	月刊	49	ジュニアエラ	月刊	87	小説現代	月刊
12	MONKEY	年3回	50	ジュリスト	月刊	88	小説新潮	月刊
13	MORE	月刊	51	小説幻冬	月刊	89	世界	月刊
14	NEWSがわかる	月刊	52	スクリーン	月刊	90	相撲	月刊
15	Newton	月刊	53	すてきにハンドメイド	月刊	91	短歌	月刊
16	Newtype	月刊	54	スマッシュ	月刊	92	中央公論	月刊
17	nicola	月刊	55	ダ・ヴィンチ	月刊	93	鉄道ファン	月刊
18	nonno	月刊	56	たくさんのふしぎ	月刊	94	天文ガイド	月刊
19	Number	隔週	57	つり情報	月刊	95	東海ウオーカー	月刊
20	PHP	月刊	58	日経ヘルス	隔月	96	東海じゃらん	月刊
21	PHPスペシャル	月刊	59	日本カメラ	月刊	97	特選街	月刊
22	SKI GRAPHIC	月刊	60	バスケットボール	月刊	98	日経TRENDY	月刊
23	SUMAI no SEKKEI	隔月	61	ひらがなタイムズ	月刊	99	日経マナー	月刊
24	Suumoリフォーム	隔月	62	プレジデント	月2回	100	猫びより	隔月
25	TIME	週刊	63	プレジデントファミリー	季刊	101	俳句	月刊
26	Wan	隔月	64	ポップティーン	月刊	102	美しいキモノ	季刊
27	With	月刊	65	ミステリーマガジン	隔月	103	美術手帖	隔月
28	アルバトロスビュー	月2回	66	みんなの図書館	月刊	104	婦人画報	月刊
29	エクラ	月刊	67	むし	月刊	105	婦人公論	月2回
30	エコノミスト	週刊	68	やさい畑	隔月	106	婦人之友	月刊
31	オートバイ	月刊	69	ランナーズ	月刊	107	文芸春秋	月刊
32	オール読物	月刊	70	レディブティック	月刊	108	暮らしの手帖	隔月
33	オレンジページ	月2回	71	音楽の友	月刊	109	盆栽世界	月刊
34	かがくのとも	月刊	72	家庭画報	月刊	110	旅行読売	月刊
35	キネマ旬報	月2回	73	会社四季報	季刊	111	歴史人	月刊
36	きょうの健康	月刊	74	芸術新潮	月刊	112	歴史街道	月刊
37	きょうの料理	月刊	75	現代詩手帖	月刊	113	和楽	隔月
38	クーヨン	月刊	76	暮ワールド	月刊			

楽田ふれあい図書館

No.	雑誌名	発刊
1	MART	月刊
2	KODOMOE	隔月
3	きょうの料理ビギナーズ	月刊
4	趣味の園芸やさいの時間	隔月
5	旅の手帖	月刊
6	ニコ☆プチ	隔月
7	ゆうゆう	月刊
8	レタスクラブ	月刊

雑誌スポンサー締結中の雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	こどものとも0.1.2	月刊
2	CHEEK	月刊
3	たまごクラブ	月刊
4	ひよこクラブ	月刊

寄贈を受けている雑誌

No.	雑誌名	発刊
1	ひととき	月刊
2	WEDGE	月刊
3	MAMOR	月刊
4	時局	月刊
5	サーナ	季刊
6	健康365	月刊
7	チルチンびと	季刊
8	すみごこち	隔月
9	with PETS	隔月
10	ペット宿ドットコム	年2回
11	武道	月刊
12	目の眼	月刊
13	フィッシングカフェ	年3回
14	宇宙へのとびら	季刊

(令和3年3月31日時点)

## (5) 特別コレクション

### ①「サル文庫」

#### ●「サル文庫」オープンの由来

霊長類の世界的研究施設である京都大学霊長類研究所（久保田競所長＝当時。犬山宇官林）から1993年3月に、市立図書館にサル（霊長類）に関する文献を寄贈したい旨の提案があった。

この目的には、犬山に立地している霊長類研究所で、実際に行われている研究分野の文献を寄贈することで、市民や地域社会との交流が図れること。また、専門的であるため一般にはなじみの薄い「サル学（霊長類学）」という研究内容について文献を通じて理解を深めてもらうことなどがある。

この寄贈を受け入れるとともに、市立図書館でもサル学関係の図書を選書・購入し、専用のコーナーを設置し、霊長研のほかに、寄贈の賛同を得た(財)日本モンキーセンター（所長・河合雅雄京都大学名誉教授＝当時）からの文献を受け入れて、1993年7月21日に「サル文庫」が市立図書館内にオープンした。コーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約750冊が納本されている。

#### ●「サル文庫」の特徴点

- ①地方の図書館では、郷土関係の図書を収集するのが主だが、「サルの文献」を収集している図書館は全国的に珍しい。
- ②地域の特徴を生かした図書館の一翼を担っている。

(参考)

〈京都大学霊長類研究所〉

霊長類に関する総合的研究を目的として、1967年6月に設立された。

1969年には、現在の地に研究所のキャンパス工事が完了。その後、サルの放し飼い実験場や検疫棟、繁殖コロニー、育成舎などを建設し、「実験的研究施設」としての整備を進めている。また、研究所が保有している霊長類の中には、人間と図形文字で意思伝達ができる、世界的に有名なチンパンジー「アイ」「アユム」親子などがいる。

〈(財)日本モンキーセンター〉

1956年に設立。世界サル類動物園では、数百頭のサルを一般公開しており、ほかにも「ビジターセンター」など20余りの園内施設がある。

### ②「桑原文庫」

#### ●「桑原文庫」オープンの由来

市内で会社経営している桑原正則氏が、同社の創業100周年を記念して、図書館オープン時に書籍整備・購入費として500万円を寄附。図書館では、オープン後、主に図鑑や辞書を購入し、館内に「桑原文庫」を開設した。

現在、同文庫には『正編・群書類従(全30巻)』『続・群書類従(全86巻)』『平安朝歌合大成(全10巻)』『数寄屋建築集成(全9巻)』『編年・百姓一揆資料集成(全16巻)』のほか、レオナルド・ダ・ヴィンチの貴重な複製手稿※(全12巻、約200万円)なども備えられている。

この複製手稿は希望すれば閲覧が可能である。

※フランス学士院蔵「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」(ファクシミリ版)

「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」は、全世界で998セットの限定版として発売され、そのうち日本版では115セットが限定刊行された。

### ③「犬文庫」

#### ●「犬文庫」オープンの由来

平成30年の犬山市戌年関連行事の一つとして、「犬」に関連する書籍を中心としたテーマ別展示の発展形として2018年1月4日に「犬文庫」を開設した。「犬文庫」のコーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約600冊を排架している。

この目的には、犬山市が全国で唯一「犬」の名前が付く自治体であり、戌年に合わせて地域を盛り上げること。また、「サル文庫」の隣に設置し、「犬猿の仲」である二匹の動物が隣り合わせて排架されることの相乗効果によって利用を促進することなどがある。

「犬文庫」には犬の育て方から介助犬や盲導犬の紹介、犬にちなんだ小説や絵本など、犬関係の図書を選書・購入し、特設コーナーを設置した。



### 3. 利用統計

(1) 図書貸出冊数 (仮登録者分を含む) (単位: 冊)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	128	486	22,695	29,341	39,204	566
楽田分館	0	0	839	2,073	1,793	1,431
計	128	486	23,534	31,414	40,997	1,997

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	32,746	28,464	27,744	31,365	27,330	29,763	269,832
楽田分館	1,697	1,807	1,389	1,383	1,603	1,196	15,211
計	34,443	30,271	29,133	32,748	28,933	30,959	285,043

(2) 利用者数 (貸し出しを受けた人数、仮登録者を含む) (単位: 人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	76	221	5,229	7,630	9,611	182
楽田分館	0	0	156	444	360	275
計	76	221	5,385	8,074	9,971	457

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	8,560	7,575	7,404	7,624	6,274	6,812	67,198
楽田分館	375	389	300	282	314	249	3,144
計	8,935	7,964	7,704	7,906	6,588	7,061	70,342

(3) 視聴覚資料利用点数 (単位: 点)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
館内視聴	0	0	0	113	257	0
館外利用	0	3	182	469	516	4
計	0	3	182	582	773	4

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
館内視聴	163	141	94	0	0	0	768
館外利用	471	459	488	522	434	484	4,032
計	634	600	582	522	434	484	4,800

(4) 登録者数（市外・県外を含む）（単位：人）

年齢	6歳未満	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	20歳～29歳
男	37	77	6	7	10	61
女	41	84	7	4	12	70
計	78	161	13	11	22	131

年齢	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	累計
男	52	48	21	29	348	35,478
女	110	67	29	35	459	48,024
計	162	115	50	64	807	83,502

年度別登録者数

年度	人数	年度	人数
平成23年度	2,620人	平成28年度	1,508人
平成24年度	1,706人	平成29年度	1,265人
平成25年度	1,659人	平成30年度	1,380人
平成26年度	1,720人	令和元年度	1,142人
平成27年度	1,568人	令和2年度	807人

(5) 予約受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館図書	12	46	98	604	477	421	625	449	468	476	596	470	4,742
雑誌	0	0	5	66	53	17	90	53	70	69	58	105	586
AV	0	1	0	1	4	0	0	0	4	3	4	4	21
インターネット	7	79	334	439	538	21	406	336	369	509	493	398	3,929
楽田分館	0	1	1	49	33	2	50	38	30	35	48	31	318
計	19	127	438	1159	1105	461	1171	876	941	1092	1199	1008	9,596

(6) リクエスト受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	0	0	0	185	104	0	130	92	104	92	107	102	916

(7) コピーサービス利用枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	0	0	0	296	384	0	513	358	165	314	308	322	2,660
楽田分館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	296	384	0	513	358	165	314	308	322	2,660

## (8) 学習室利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開放日数	0	0	0	27	26	0	26	26	23	21	23	23	195
利用人数	0	0	0	389	316	0	279	349	248	311	262	269	2,423
1日平均人数	0	0	0	14	12	0	11	13	11	15	11	12	12

## (9) ホームページ資料検索アクセス回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パソコン版	1,824	3,409	10,649	10,324	12,594	4,131	10,492	8,890	9,817	11,878	10,760	10,463	105,231
携帯電話版	35,781	44,974	69,759	86,111	89,965	79,147	66,525	63,432	97,372	137,088	67,644	78,712	916,510
計	37,605	48,383	80,408	96,435	102,559	83,278	77,017	72,322	107,189	148,966	78,404	89,175	1,021,741

注) パソコン版は、愛知県内図書館横断検索「愛蔵くん」経由のアクセスも含む。

## (10) 本のリサイクル市

区 分	冊 数
図書館廃棄図書・雑誌	1,721冊
寄贈図書	552冊
合 計	2,273冊

## (11) 相互貸借冊数

図 書 館 名	借 受	貸 出
愛知県図書館	112冊	10冊
春日井市図書館	21冊	31冊
小牧市立図書館	20冊	49冊
江南市立図書館	7冊	13冊
岩倉市図書館	26冊	22冊
扶桑町図書館	14冊	10冊
大口町立図書館	9冊	23冊
その他県内公立図書館	306冊	494冊
国立国会図書館	0冊	0冊
県外公立図書館	4冊	62冊
大学図書館	2冊	7冊
合 計	521冊	721冊

## (12)年間最多利用図書・ベストリーダー

## 【一般図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	そして、バトンは渡された	瀬尾まいこ	文藝春秋	56
2	希望の系	東野圭吾	講談社	51
3	クスノキの番人	東野圭吾	実業之日本社	50
4	ライオンのおやつ	小川糸	ポプラ社	49
5	かがみの孤城	辻村深月	ポプラ社	47
6	魔力の胎動	東野圭吾	KADOKAWA	45
7	蜜蜂と遠雷	恩田陸	幻冬舎	44
7	マスカレード・ナイト	東野圭吾	集英社	44
9	沈黙のパレード	東野圭吾	文藝春秋	40
10	流浪の月	凧良 ゆう	東京創元社	37

## 【児童図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	宇宙のサバイバル 1	洪在徹	朝日新聞出版	88
2	新型ウイルスのサバイバル 1	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	80
3	植物世界のサバイバル 2	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	77
3	地中世界のサバイバル 1	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	77
3	かいけつゾロリのじごくりょこう	原ゆたか	ポプラ社	77
6	ロボット世界のサバイバル 2	金政郁	朝日新聞出版	75
7	かいけつゾロリきょうふのちょうとつきゅう	原ゆたか	ポプラ社	74
7	深海のサバイバル	ゴムドリCO.	朝日新聞出版	74
9	海のサバイバル	洪在徹	朝日新聞出版	73
9	かいけつゾロリのゆうれいせん	原ゆたか	ポプラ社	73

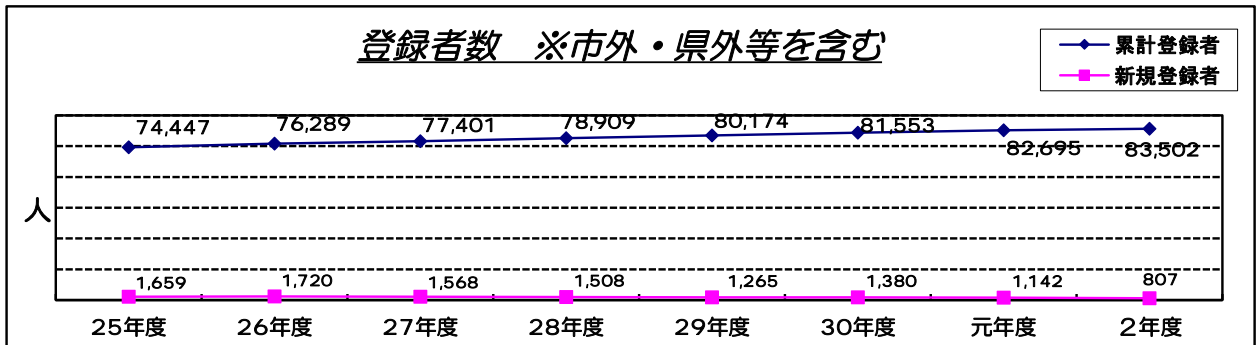
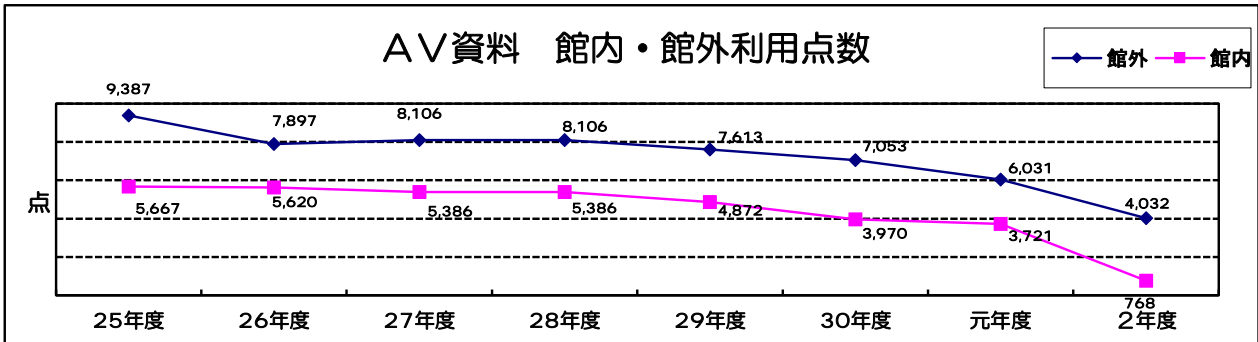
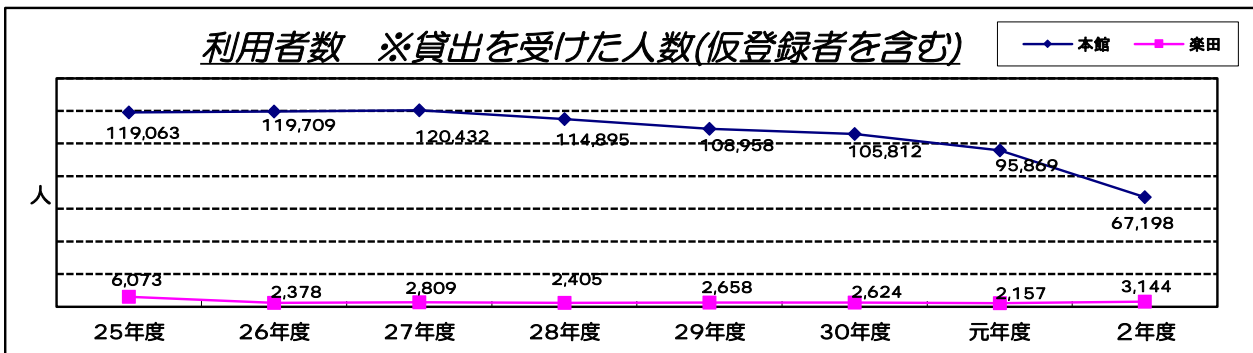
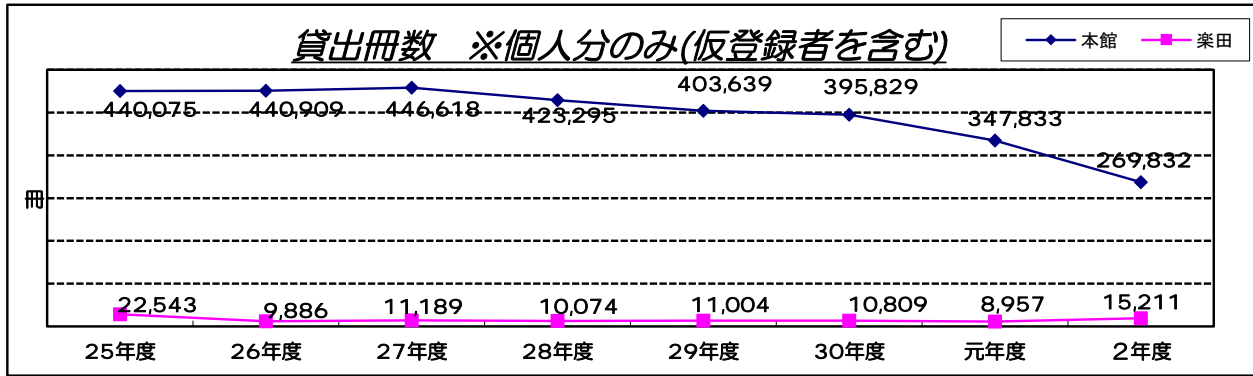
## 【雑誌部門】

順位	雑誌名	出版社	貸出回数
1	婦人公論	中央公論社	535
2	オレンジページ	オレンジページ社	529
3	サンキュ!	ベネッセコーポレーション	477
4	ESSE	扶桑社	467
5	クロワッサン	マガジンハウス	391
6	週刊東洋経済	東洋経済新報社	321
7	暮らしの手帖	暮らしの手帖社	287
8	きょうの料理	日本放送出版協会	274
9	プレジデント	プレジデント社	271
10	nicola	新潮社	260

## 【視聴覚部門】

順位	ビデオタイトル	編著者名/監督名	製作社	視聴回数
1	風と共に去りぬ	ビクター・フレミング	ワーナーホームビデオ	18
2	いたいのとんでけ～★	香川豊	げんきげんきノンタン製作委員会	16
3	トップスター昭和名曲大全集	都はるみ	日本コロムビア	15
4	昭和歌謡大ヒット大全集	いしだあゆみ	日本コロムビア	14
4	ファンタスティック・ビーストと魔法使いの旅	デイヴィッド・イエーツ	ワーナー・ブラザーズホームエンターテインメント	14
4	かいけつゾロリ 3	錦織博	ハビネット・ピクチャーズ	14
4	グレイテスト・ショーマン	マイケル・グレイシー	20世紀フォックスホームエンターテインメントジャパン	14
4	かいけつゾロリ 2	錦織博	ハビネット・ピクチャーズ	14
4	ふるさとに生きる 5	家の光協会	家の光協会	14
10	松原のぶえ前曲集	松原のぶえ	コロムビア	13

## 4. 利用状況の推移



# 図書館実施事業

## (1) 行事

### (1) -1 図書館行事

#### ア. 子ども図書館まつり（子ども読書活動推進事業）

内 容：絵本の読み聞かせ、ミニ工作、人形劇

日 時：令和2年5月9日(土)、10日(日)

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

#### イ. 子ども俳句教室（子ども読書活動推進事業）

「図書館で俳句（楽しく言葉あそび）」

日 時：令和2年 6月14日(日)～全4回 午後1時30分

講 師：宮地瑛子氏

対 象：小学生以下

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

#### ウ. おひざでえほん講座（子ども読書活動推進事業）

「絵本の世界にご招待」

日 時：令和2年6月28日(日)、8月30日(日)

講 師：古川よしこ氏

対 象：乳幼児の親子

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

#### エ. 工作教室

日 時：令和2年7月18日(土) 午前・午後1回

講 師：大谷孝雄氏

対 象：小学生以下（低学年以下は保護者同伴）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

#### オ. 工作教室

日 時：令和2年7月25日(土) 午後1時30分

講 師：高林徹雄氏

対 象：小学生以下（低学年以下は保護者同伴）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

#### カ. 子ども司書養成講座（子ども読書活動推進事業）

子どもの読書活動推進のための読書リーダー養成講座

日 時：令和2年8月8日(土) 午後1時

令和2年8月9日(日) 午後1時

令和2年8月10日(月・祝)午後1時

講 師：市立図書館司書

対 象：市内在住小学4年生～6年生

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

キ. 朗読ライブ

朗読ユニットまどかによる朗読

日 時：令和2年8月15日(土) 午後2時00分

定 員：一般30人

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

ク. 講演会

「昔の人々は何を読んでいたか?～市立図書館所蔵の古典籍の紹介～」

日 時：令和2年10月31日(土) 午後2時

講 師：大橋 崇行氏他

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

ケ. 講演会 (子ども読書活動推進事業)

「えほんをめぐるせいめいのたび」

日 時：令和2年11月8日(日) 午後2時

講 師：真鍋真氏

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

コ. 講座

「みんなでニコニコ・いぬやま音読会」

日 時：令和2年11月

講 師：庄野俊哉氏

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

サ. 図書館工作教室

「しかけカード作り」

日 時：令和2年12月12日(土) 午後1時30分

対 象：小学生

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

シ. 読み聞かせボランティア養成講座 (子ども読書活動推進事業)

子どもへの本の読み聞かせボランティアに興味のある人を対象とした講座

日 時：令和3年1月15日(金) 午後2時

令和3年2月19日(金) 午後2時

令和3年3月19日(金) 午後2時

講 師：古川よし子氏

参加者：延べ40人

ス. 暮らしの法律セミナー

「交通事故についての法律セミナー」

日 時：令和3年1月16日(土) 午前10時30分

講 師：中村弥生氏

参加者：8人

セ. 講演会（犬山ロータリー共催事業）（子ども読書空間整備記念）

「子どもの読解力を育てるために図書館ができること」

日 時：令和3年2月13日（土） 午後2時

講 師：赤木かん子氏

参加者：108人（※オンライン受講者38人含む）

(1) - 2 おはなし会

ア. ひよこちゃんおはなし会

図書館ボランティア「星とたんぼぼ」による絵本の読み聞かせや手遊び、紙芝居など

7月～3月 第 1 水曜日 午前11時

対 象：未就園児（親子）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

イ. 絵本、紙芝居等の読み聞かせ

図書館ボランティア「ももたろう」による読み聞かせ

毎月第 2 土曜日 午前11時～午前11時30分

毎月第 4 土曜日 午前11時～午前11時30分

対 象：児童（親子）

回 数：計24回

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

ウ. ストーリー・テリング

図書館ボランティア「おはなしぼっくす」による昔話の素語り

奇数月の第 3 土曜日 午前11時～午前11時30分

対 象：5才以上

回 数：計 7 回

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

エ. ちょっと早めのクリスマスおはなし会（子ども読書活動推進事業）

図書館ボランティア「星とたんぼぼ」によるパネルシアター、大型絵本の読み聞かせ、手遊び等でクリスマス会

対 象：未就園児と保護者

日 時：令和2年12月2日（水） 午前11時

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

(1) - 3 ビデオ上映会

開催日	上 映 映 画	対 象	参加者
5月17日	がんばれ！ルルロロ ふたりっていいね他	幼児	—
6月21日	忍たま乱太郎の宇宙大冒険	児童	—
7月26日	蝉しぐれ	一般	—
8月16日	おじゃる丸スペシャル他	幼児・児童	—
10月18日	ざんねんないきものじてん	幼児・児童	—
12月20日	ムーミン谷とウインターワンダーランド	幼児・児童	—
1月17日	吟選大落語名人会	一般	—
2月21日	日本の昔ばなし	幼児・児童	—

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止



(1) - 4 読書週間事業

ア. こどもの読書週間「令和2年4月23日～5月12日」

①わくわくドキドキおはなし会（子ども読書活動推進事業）

日 時：令和2年4月23日（木）午前10時30分

講 師：古川よし子氏、図書館ボランティア「星とたんぽぽ」、図書館職員

内 容：大型絵本の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなど

対 象：犬山幼稚園、丸山子ども未来園年長児 70人

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

②春のおはなし大会（子ども読書活動推進事業）

人形劇団「もぐら」による人形劇「三びきのこぶた」他

日 時：令和2年4月26日（日）午後1時30分

対 象：親子

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

③子どもたちに読んでほしい本展示

厚生労働省社会保障審議会推薦の「子どもたちに読んでほしい本」を展示

期 間：令和2年4月23日（木）～5月12日（火）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

イ. 秋の読書週間「令和2年10月26日（月）～11月5日（木）」

①秋のおはなし大会（子ども読書活動推進事業）

人形劇団「もぐら」による人形劇

日 時：令和元年11月7日（土）午後1時30分

対 象：親子

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

②図書館職員がお薦めする図書の紹介

期 間：令和2年10月24日（土）～11月7日（土）

(1) - 5 学校図書館、大学図書館等の連携

ア. 市立図書館・学校図書館 学校連携セミナー（子ども読書活動推進事業）

「子どもと本をつなげるために」

日 時：令和2年 8月4日（火）午後1時30分～

令和2年12月9日（木）午後1時30分～

講 師：小幡章子氏

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

イ. 名古屋経済大学と同一テーマによる企画展の開催

「コロナ」をテーマとした図書の企画展示

日 時：令和2年11月1日（日）～11月29日（日）

(1) - 6 図書館見学（市内小学校）

日 時	学 校 名	参 加 人 数
12月10日	池野小学校	2年生 24名

(1) - 7 職場体験学習（市内中学校）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

(1) - 8 インターンシップ

日 時	学 校 名	参加人数
11月4日～11月5日	犬山高等学校（総合ビジネス科）	2年生 3名
8月31日～9月4日	名古屋経済大学	4年生 2名

(1) - 9 ブックリサイクル

行事名	開催日等	参加人数	内 容
ブックリサイクル	10月	—	図書館のリサイクル本等の提供

新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止

(1) - 10 青少年によい本をすすめる県民運動（10月1日～10月31日）

「優れた本」を読み、心の糧にすることは、豊かな人間性を培う上で大きな役目を果たす。青少年に良い本に親しんでもらうため、家庭・学校・地域社会で、青少年によい本をすすめる運動を展開した。

(ア) スローガン：「育てよう 豊かな心 読書から」

(イ) 実施活動

- 啓発資材の配布（10月、小中学校・公共施設へ）
- 犬山市広報（10月15日号）の図書館だよりに啓發文掲載
- 図書館カウンター前に推薦図書の展示（10月1日～31日）

(1) - 10 広報誌発行

広 報 誌 名	回 数
広報いぬやま「図書館だより」	年 12 回
わん Books	年 6 回
としょかんだより	年 12 回

(1) - 11 インターネットでの広報

広報ツール	URL
犬山市立図書館ホームページ	<a href="https://www.lib.inuyama.aichi.jp/">https://www.lib.inuyama.aichi.jp/</a>
犬山市立図書館公式フェイスブック	<a href="https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/">https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/</a>

(2) ボランティアグループ等

団体名称	活動日	活動内容
星とたんぽぽ	7月～3月第1水曜日 (ひよこちゃんおはなし会) 毎月 第1日曜・第3土曜日	未就園児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなし会 「ももたろう」	毎月 第2・4土曜日	幼児・児童を対象に、絵本の読み聞かせ、紙芝居 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなしぼっくす	奇数月 第3土曜日	ストーリー・テリング 子ども未来園等への派遣おはなし会
読書会 「藍の会」	毎月 第4金曜日	課題本の読書後、感想を話し合う 「広報犬山」今月の一冊への寄稿
手作り絵本同好会	毎月 第4火曜日	創作手作り絵本製作 「ひよこちゃんおはなし会」への作品提供
すずらん・ 個人ボランティア	毎月 第2・4火曜日	キーパー、ブッカーの切り出しなど
けるるんくっく	毎月 第1土曜日	紙芝居の読み聞かせ

## 6. 図書館のあゆみ

1982年7月1日 (昭和57年)	犬山市立図書館建設調査委員会設置要綱制定 同調査委員の委嘱(15人)
11月1日	第1回図書館建設調査委員会の開催
1983年7月5日 (昭和58年)	第2回図書館建設調査委員会の開催
10月6日	第3回図書館建設調査委員会の開催
10月31日	第4回図書館建設調査委員会の開催
11月29日	建設調査委員会会長より市長へ調査報告書提出
1985年2月27日 (昭和60年)	市立図書館建設設計競技の実施(設計事務所6社が参加)
1987年11月16日 (昭和62年)	市立図書館建設計画案の一部変更(地下駐車場の建設計画)
1988年10月28日 (昭和63年)	犬山市立図書館建築確認申請許可
12月26日	土地収用法に基づく事業認定申請
1989年3月22日 (平成元年)	土地収用法に基づく事業認定許可
1990年6月26日 (平成2年)	図書館設置に伴う条例例規審査会
7月1日	旧中央公民館図書室閉鎖
7月31日	犬山市立図書館竣工
8月1日	旧中央公民館図書室から移転作業(8/1~8/2)(蔵書24,137冊を移転)
9月5日	図書館設置及び管理に関する条例提出(同9月20日議決)
10月1日	<b>図書館オープン記念式典</b>
10月2日	図書館一般オープン
11月14日	移動図書館車『ふれあい号』出発式典・運行開始 (定期巡回ステーションとして15か所)
1991年4月1日 (平成3年)	開館時間を午前10時~午後6時に変更
10月15日	視聴覚資料の館外貸出開始
1993年7月21日 (平成5年)	「サル文庫」オープン
1994年4月から (平成6年)	祝日(国民の休日を含む)開館実施 図書・AV資料の館外利用者枠を拡大 (愛知県、岐阜県に居住する者) 図書の館外利用点数を5点から10点に拡大 (AV資料は1点から2点に拡大)
1995年10月1日 (平成7年)	愛知県図書館とのオンライン稼働 図書館コンピュータ新機種稼働
1996年7月1日 (平成8年)	市内学校図書館とのオンライン稼働(4校) (予約システムは11月から)
1997年4月から (平成9年)	毎月の最終日(月末日)開館実施
7月から	市内学校図書館とのオンライン稼働(5校)
1998年5月1日 (平成10年)	市内全小・中学校の学校図書館でオンライン稼働(14校)
12月1日	各務原市立図書館との図書相互貸借協力を開始
1999年8月1日 (平成11年)	常設「本のリサイクル市」を実施
2000年2月2日 (平成12年)	国立国会図書館「図書館間貸出」加入館登録
10月1日	図書館システム新機種稼働
2001年1月4日 (平成13年)	図書館ホームページ開設
4月1日	楽田ふれあい図書館オープン 個人ボランティア活動開始
5月7日	名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館市民開放開始
5月27日	犬山西小ふれあい図書館運用支援開始
2003年1月16日 (平成15年)	犬山市社会福祉協議会による「初めて出会う絵本プレゼント事業 (ブックスタート)」協力支援
7月1日	携帯電話蔵書検索システム稼働
2004年1月4日	尾張北部広域行政圏(5市2町)図書館の相互利用開始

(平成16年)	2005年4月1日	楽田ふれあい図書館開館時間の変更(12:30～16:30 4時間開館)
(平成17年)	9月30日	市内全小・中学校の学校図書館オンライン休止
	2006年7月から	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
(平成18年)	8月31日	移動図書館事業休止
	10月1日	障がい者郵送貸出サービス開始 図書館ホームページリニューアル
	10月5日	図書館システム新機種稼働 利用者用インターネット端末1台設置 パソコン持込利用席2席設置
	2007年1月7日	学校インターネット予約貸出開始
(平成19年)	3月1日	インターネット予約開始
	2008年4月1日	雑誌予約開始
(平成20年)	10月1日～14日	図書館利用者アンケート実施
	2009年5月1日	視聴覚資料予約開始
(平成21年)		官報情報検索サービス利用者提供開始
	7月1日～8月30日	開館時間の試行延長(10:00～19:00)
	11月6日	カラーコピー機設置
	11月24日	図書館2階教育委員会事務局が市役所新庁舎へ移転
	2010年4月1日	図書館2階教育委員会事務室を展示室にリニューアル
(平成22年)		休館日の変更(祝日・振替休日の月曜日を開館し、直後の平日を休館) 学習室の平日開放開始
	4月18日	視聴覚資料郷土コーナー設置
	6月～8月	開館時間の延長開始(10:00～19:00)
(平成23年)	10月4日	図書館システム新機種稼働
	10月4日	学校図書館とシステムネットワーク化 図書館ホームページリニューアル
(平成24年)	10月1日	学校連携試行スタート
(平成25年)	3月	子ども読書活動推進計画策定
	11月1日	市内各出張所での図書館資料返却受付開始
	11月20日	雑誌スポンサー制度開始
(平成26年)	2014年4月1日	楽田ふれあい図書館開館日の変更(土曜日、日曜日のみ開館)
	10月31日	犬山西小ふれあい図書館運用支援終了(犬山西小ふれあい図書館閉館による)
	2015年1月1日	図書館広告掲載事業開始
(平成27年)	7月1日	名古屋経済大学図書館との相互交流に関する覚書締結 (犬山市民で犬山市立図書館カード所持者の名古屋経済大学図書館利用登録料無料化)
	10月1日	インターネット予約可能点数を3点から5点に変更
(平成28年)	4月～5月	子ども読書週間おススメ本の展示(名古屋経済大学図書館連携事業)
	9月1日	視覚障がい者等へのデジ録音図書等の貸出サービス開始
	10月27日	読書通帳の配布開始
(平成29年)	2月～3月	内藤文草回顧展開催(名古屋経済大学図書館連携事業)
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する申し合わせ(試行4/1～H30.3/31)
	5月1日	法情報総合データベース「D1-Low.com」検索・閲覧サービス開始
	5月1日	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
	10月～2月	スタンプラリー「つなげてみよう みんなの図書館」(名古屋経済大学図書館連携事業)
	12月1日	犬山市立図書館公式フェイスブックページ開設
(平成30年)	1月4日	「犬文庫」オープン
	2月2日・9日 ・16日	「犬山子ども司書養成講座」開始
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する覚書
(平成31年)	3月2日	講演会「日本刀と犬山の歴史」(名古屋経済大学図書館連携事業)
(令和元年)	5月30日	第二次犬山市子ども読書活動推進計画を策定
(令和2年)	6月20日	楽田ふれあい図書館リニューアルオープン
		楽田ふれあい図書館開館時間の変更(10:30～17:00 6時間30分)
	3月30日	子ども読書空間オープン

# 7. 条例及び規則、要綱

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年6月30日  
条例第18号

改正 平成24年6月27日条例第21号  
(趣旨)

**第1条** この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を犬山市大字犬山字東古券322番地1に置く。

(業務)

**第3条** 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の収集、紹介及び提供
- (4) 他の関係機関との資料の相互貸借
- (5) 移動図書館による巡回
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(職員)

**第4条** 法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(管理)

**第5条** 図書館の管理は、法及びこの条例の規定に基づき、館長が行うものとする。

(図書館協議会)

**第6条** 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

**第7条** 図書館の利用者は、図書館の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

**第8条** 図書館の利用者は、図書館資料、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第33号抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年6月27日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

平成2年9月25日  
規則第16号

犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）の施行期日は、平成2年10月1日とする。

○犬山市立図書館管理規則

平成2年9月25日  
教委規則第3号

改正	平成3年3月25日教委規則第1号	平成4年3月30日教委規則第11号
	平成6年2月25日教委規則第6号	平成9年2月28日教委規則第1号
	平成17年9月1日教委規則第2号	平成18年3月27日教委規則第1号
	平成18年10月24日教委規則第4号	平成22年3月25日教委規則第4号
	平成25年4月1日教委規則第4号	平成31年1月10日教委規則第1号
	令和3年2月1日教委規則第1号	

（趣旨）

**第1条** この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第9条の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

**第2条** 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理期間（年1回15日以内において館長が定める期間）

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

（入館の制限）

**第3条** 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) 伝染性疾患のある者
- (4) その他図書館の管理上支障があると認められる者

（館内利用）

**第4条** 図書館資料（以下「資料」という。）を館内で利用する者は、指定された場所において当該資料を利用しなければならない。

2 館内において同時に利用できる資料の数は、1人10点以内とする。ただし、特別の理由により館長の承認を得たときは、この限りでない。

（個人の館外利用）

**第5条** 資料の館外利用ができる者は、愛知県及び岐阜県に居住する者でなければならない。ただし、館長が特に適当と認めた者は、この限りでない。

2 資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめ犬山市立図書館貸出登録申込書（様式第1又は様式第2）を館長に提出し、図書館カード（様式第3。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

3 館長は、カードの交付にあたって必要があると認めるときは、居住を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

4 カードを亡失若しくはき損し、又はその記載事項について変更があったときは、速やかに、犬山市立図書館カード亡失等届（様式第4）を館長に提出し、カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

5 カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（個人の館外利用の手続等）

**第6条** 資料の館外利用をしようとする者は、カードを係員に提示して、その手続を行うものとする。

- 2 個人が同時に館外利用できる資料の数は、1人につき10点以内とし、そのうち、図書及び雑誌については10点、紙芝居については3点、視聴覚資料については2点をそれぞれ上限とする。
- 3 資料の館外利用できる期間は、15日以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(団体の館外利用)

**第7条** 資料を館外利用することができる団体は、市内に所在する官公署の機関、社会教育、文化及び福祉関係の各種団体その他これらに準ずる団体（以下「団体」という。）で、館長が適当と認めた団体とする。

- 2 資料を館外利用しようとする団体の代表者は、犬山市立図書館団体館外利用申請書（様式第5）を館長に提出し、犬山市立図書館団体館外利用許可書（様式第6。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(団体の館外利用手続等)

**第8条** 団体が資料の館外利用をしようとするときは、その代表者は、許可書を提示して、その手続をするものとする。

- 2 団体の同時に館外利用できる資料の数は、その構成員1人あたり2点以内とし、合計200点を限度とする。
- 3 団体の資料の館外利用できる期間は、2月以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(障害者郵送貸出し)

**第8条の2** 市内に住所を有する者で、身体に障害があり来館することが困難であると認められるものは、郵送による図書の貸出しを受けることができる。

- 2 郵送による図書の貸出しに要する郵便料金の費用は、市が負担する。
- 3 郵送貸出しのできる資料の数は、1人につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の制限)

**第9条** 貴重図書、辞書類、郷土資料、行政資料、新聞その他館長が不相当と認めたものは、館外利用ができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の停止等)

**第10条** 館長は、次に掲げる者に対しては館外利用を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 事実を偽ってカード又は許可書の交付を受けた者
- (2) カード又は許可書を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与した者
- (3) 資料を利用期間内に返納しなかった者
- (4) 資料を亡失し、又は著しくき損した者及びこれらに伴う弁償の責を負わなかった者

(資料の複写)

**第11条** 資料の複写の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、犬山市立図書館資料複写申込書（様式第7）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の複写の申込みを不相当と認めるときは、当該資料の複写に応じないものとする。
- 3 申込者は、複写に要する実費を負担しなければならない。
- 4 複写に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(移動図書館)

**第12条** 図書館の広域的活用を図るため、図書館に移動図書館を置く。

- 2 移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書の貸出しを行う。
- 3 第7条から第10条及び第12条の規定は、移動図書館に準用する。この場合において、第6条第3項中「15日以内」及び第8条第3項中「2月以内」を「次回の巡回日」と読み替えるものとする。
- 4 移動図書館の巡回場所、日程等は、館長が別に定める。

(会議室等の利用)

**第13条** 館長は、図書館の業務に支障がない範囲において、会議室、視聴覚室及びボランティアルーム（以下「会議室等」という。）を次に掲げる者に専用利用させることができる。

- (1) 図書館事業に資する活動を行う団体
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体



(3) 地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織

(4) その他館長が認める者

2 会議室等を専用利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、犬山市立図書館会議室等利用申請書（様式第8）を、専用利用しようとする日の属する月の3月前の初日から当該利用日の前日までに、館長に提出し、犬山市立図書館会議室等利用許可書（様式第9）の交付を受けなければならない。

（利用許可の制限）

**第14条** 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しないことができる。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政治又は宗教を目的とするとき。

(3) その他会議室等の維持管理上不相当と認められるとき。

（遵守事項）

**第15条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(2) 許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。

(3) 係員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該会議室等を利用すること。

(4) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（亡失等の届出）

**第16条** 図書館の利用者で、資料、施設及び備品を亡失、汚損、き損等した者は、直ちに犬山市立図書館資料等亡失等届（様式第10）を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

（雑則）

**第17条** この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日教委規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月24日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市図書館協議会規則

平成2年9月25日  
教委規則第4号

改正 平成6年3月25日教委規則第11号  
平成21年2月25日教委規則第6号

平成9年4月25日教委規則第7号  
平成28年3月29日教委規則第16号

(趣旨)

**第1条** この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第6条の規定に基づき、犬山市図書館協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

**第2条** 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

3 委員長は、協議会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 協議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日教委規則第11号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教委規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則

平成29年3月27日  
教委規則第14号

(趣旨)

**第1条** この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小学校の教職員の代表

(2) 市立中学校の教職員の代表

(3) 読み聞かせボランティア団体の代表

(4) 学識経験者

(会長)

**第3条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

**第4条** 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができ

る。

(庶務)

**第5条** 審議会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## ○犬山市立図書館障害者郵送貸出サービス実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）第8条の2の規定による障害者郵送貸出サービス（以下「障害者サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

**第2条** 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級及び2級のもの
- (2) その他前号に準ずる者で、郵送貸出以外の方法による図書館の利用が困難と認められるもの

(利用登録)

**第3条** 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用しようとするときは、規則第5条の規定に基づき図書館カードの交付を受けた上で、障害者郵送貸出サービス利用登録申込書（別記様式）を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

(貸出)

**第4条** 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用して図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとするときは、郵便、電話、ファックス又は来館の方法により申し込むものとする。

2 資料の郵送による貸出の期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。

(雑則)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

## ○犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）が購入することを決定し、図書館に配架する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 雑誌スポンサー制度とは、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的として、雑誌スポンサーから提供された雑誌を広告媒体として活用することにより事業者の情報発信の場を提供するものをいう。

(広告の方法)

**第3条** 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、犬山市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館に配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その広告の規格等は別表第1に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

**第4条** 雑誌スポンサーが、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行）第4条各号に該当する規制業種若しくは事業者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者に係るものは対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行）第3条第1項各号及び犬山市広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

(広告の掲出期間)

**第5条** 広告の掲出期間は、原則として犬山市（以下「市」という。）が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市が認めたときは期間を延長することができる。

2 広告の内容は四半期ごとに変更することができる。

3 前項の場合においても第7条に規定する犬山市広告掲載審査委員会の審査を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの募集)

**第6条** 雑誌スポンサーになることを希望する者は、図書館が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一年度でスポンサーとなることができる雑誌は5誌までとする。

3 市長は、雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー広告掲載審査委員会)

**第7条** 犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位の決定)

**第8条** 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認め

られる者が、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受付け順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

**第9条** 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により通知する。

(覚書)

**第10条** 前条の規定による通知を受け取った者は、速やかに覚書（様式第3）を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

**第11条** 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

**第12条** 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、市が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

2 支払いは、一括先払いとし、覚書締結後、30日以内に支払うものとする。

3 自動更新時は更新年月日までに毎年度一括先払いとする。

4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

5 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

**第13条** スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

## ○犬山市立図書館広告掲載事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の財産を広告媒体として有効活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もってビジネス支援や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。
  - ア 図書館内の掲示板
  - イ 図書館学習室の壁面
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告掲載を希望する民間企業等をいう。
- (4) 広告取扱事業者 広告主からの広告掲載の仲介業であるかを問わず、広く広告の印刷、製作その他広告に関し対価を得ることを事業として行う民間事業者等をいう。
- (5) 主管課 文化スポーツ課をいう。

(広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人又は法人の名刺広告
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

**第4条** 広告の規格、募集する数、掲載期間等は、当該広告媒体ごとに主管課長が決定するものとする。

(広告掲載料)

**第5条** 広告掲載料は、広告媒体の作成及び広告掲載の募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、主管課長が総務部総務課と協議のうえ、市長の承認を得て決定するものとする。

(広告掲載の募集)

**第6条** 市長は、市の広報及びホームページにより、広告掲載を希望する者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

**第7条** 広告掲載を希望する者は、犬山市広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて、主管課に提出しなければならない。

(犬山市広告掲載審査委員会)

**第8条** 前条の規定により申込みのあった広告の広告掲載については、犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位の設定)

**第9条** 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、募集した数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する者を優先し、決定するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する者
- (2) 地域福祉、地域振興等を行い、地域社会に貢献する者
- (3) 公共性の高い事業等を行う者

2 前項の場合において、前項各号のいずれかに該当する者が募集した数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

**第10条** 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を許可した者（以下「広告主」という。）と広告掲載契約を交わすものとする。  
（広告掲載料の納入）

**第11条** 広告主は、市が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告原稿の作成及び提出）

**第12条** 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が申込み時における広告案と相違のないことを確認するものとする。

（広告主の責任）

**第13条** 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告掲載の取消し）

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が、市が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 広告原稿が、市が指定する期日までに納入されないとき。
- (3) 広告原稿が、広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、市が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を行うことが適当でないことを認めたとき。

2 市長は、広告掲載の取消しを決定したときは、犬山市広告掲載取消通知書（様式第3）により広告主に通知するとともに、広告掲載契約を解除するものとする。

（広告取扱事業者による広告掲載の申込み等）

**第15条** 市長は、広告取扱事業者を通じて広告を募集することができる。

2 広告取扱事業者は、図書館の施設に映像、音声等を出力する機器（以下この条において単に「機器」という。）を設置し、当該機器を用いて広告の表示等を行うことができる。

3 市長は、広告取扱事業者に前項の広告の表示等を行わせるときは、次に定める事項を明示して募集するものとする。

- (1) 広告の表示等を行う場所及び期間
- (2) 機器の種類及び広告の表示等の方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

4 市長は、広告取扱事業者による機器の設置の可否を決定したときは、犬山市広告表示機器設置可否決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

5 機器を設置する広告取扱事業者は、犬山市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年条例第17号）の規定に従い市長が定める額を、市が指定する期日までに納入しなければならない。

6 前項の使用料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰すことのできない理由により広告の表示等ができなくなったときは、この限りでない。

7 市長は、広告取扱事業者による広告の表示等の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書により広告取扱事業者に通知するものとする。

8 第3条、第7条から第8条まで及び第12条から第14条までの規定は、第2項の広告取扱事業者が広告の表示等を行う場所の取扱いに準用する。この場合において、第7条中「広告掲載を希望する者」とあるのは「広告取扱事業者」と、第12条及び第13条中「広告主」とあるのは「広告取扱事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## ○犬山市立図書館ボランティア連絡会設置要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、ボランティア相互の交流を深め、もって読書活動の推進を図ることを目的として設置する犬山市立図書館ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 読書活動の推進に関すること。
- (2) 図書館ボランティアの活動に関すること。
- (3) 図書館ボランティアの交流に関すること。
- (4) 図書館におけるボランティア行事の企画及び運営に関すること。

(会員)

**第3条** 連絡会の会員は、犬山市立図書館ボランティアとして登録している者及び犬山市立図書館ボランティア団体の構成員のうち連絡会の趣旨に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 連絡会に委員長及び副委員長を置き、会員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。
- 3 委員長は、連絡会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 連絡会の会議は、委員長が招集する。

- 2 連絡会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

**第6条** 連絡会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(雑則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## ○犬山市図書館所蔵資料複写に関する取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）及び犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館（以下「図書館」という。）において所蔵する資料の複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写機の稼働時間)

**第2条** 図書館の複写機の稼働時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写対象)

**第3条** 複写することができる資料は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 法に違反するもの
- (2) 技術上複写が困難なもの
- (3) 資料の損傷が著しいもの
- (4) 規則第11条第2項に該当するもの

(複写範囲及び部数)

**第4条** 複写できる範囲は、別表のとおりとする。ただし、著作権者の許諾を得られた場合は、この限りでない。

- 2 複写部数は、1部とする。

(実費の徴収)

**第5条** 規則第11条第3項に規定する申込者が負担する複写費用は、複写1枚につき白黒の場合にあっては10円、カラーの場合にあっては50円とする。

(複写方法)

**第6条** 複写に当たっては、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

## ○犬山市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)へのサービス(以下「視覚障害者等サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(視覚障害者等サービスの種類)

**第2条** この要綱における視覚障害者等サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) デイジー録音図書等(その利用が制限されている視覚障害者等のために作成された点字、デイジー録音図書等の資料及びデイジー録音図書再生機をいう。)の貸出しサービス(以下「資料等貸出サービス」という。)
- (2) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク(以下「サピエ」という。)におけるデイジー録音図書等のデータを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館サービス」という。)

(利用対象者)

**第3条** 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、市内に住所を有する視覚障害者等で別表に例示する状態にあって、視覚により認識される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な者とする。

(利用者登録等)

**第4条** 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、視覚障害者等サービス利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に氏名、住所、身体の状態等を証明するものを添えて犬山市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

- 2 前項の申請に当たり、視覚障害者等サービスを利用しようとする者が、代理人に申込書への記入を依頼したときは、申込者に代わり代理人が申込書に記入することができる。なお、視覚障害者等サービスを利用しようとする者から図書館の係員に申込書への記入の依頼があったときは、申込者に代わり図書館の係員が記入するものとする。
- 3 館長は、第1項の申込みを受理したときは、利用登録確認項目リスト(様式第2)を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した上で、視覚障害者等サービスの利用者として登録するものとする。

(資料等貸出サービスの利用手続)

**第5条** 資料等貸出サービスにより利用することができる資料の数は規則第6条第2項に規定する数(デイジー録音図書再生機器にあっては、1台)とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、次条第3号に規定するデイジー録音図書等の貸出期間は、資料を所蔵する公共図書館等の貸出条件に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合は、1回かつ30日以内の期間に限り貸出期間を延長することができる。
- 3 デイジー録音図書等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに、電話又は来館により申込みをしなければならない。

(貸出しが可能なデイジー録音図書等)

**第6条** 資料等貸出サービスにおいて貸出しが可能なデイジー録音図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館が所蔵するデイジー録音図書等
- (2) 図書館がサピエ図書館サービス又は国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスによりデータを受信し、CD盤に書き込んで作成するCD盤デイジー録音図書等
- (3) 図書館が借り受けることができる他の公共図書館等が所蔵するデイジー録音図書等

(貸出方法等)

**第7条** 前条に規定するデイジー録音図書等の貸出しは、視覚障害者等サービス利用者又はその代理人の来館によるほか、音声データを書き込んだCDの郵送により行うものとする。



2 前項の郵送による貸出しについては、規則第8条の2の規定を準用する。

(サピエ図書館サービスの利用)

第8条 視覚障害者等サービスの利用者は、サピエの個人会員の登録をすることにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

## ○犬山市図書館サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の図書館への理解を深めるとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため設置する犬山市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(サポーター)

第2条 犬山市立図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館活動の趣旨に賛同し、運営の支援のためにその知識及び能力を無償で提供できる者を、サポーターとして登録する。

2 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、館長が認める場合は、この限りでない。

(1) 小学生4年生以上であること。（小学生にあつては、犬山市立図書館において実施する犬山子ども司書養成講座に参加し、修了証を得た者に限る。）

(2) 18歳未満の者にあつては、サポーターとして活動することについて保護者の同意が得られていること。

(3) 犬山市立図書館又は楽田ふれあい図書館（以下「図書館等」という。）において実施する研修等に参加できること。

(4) 図書館等の業務に支障をきたすおそれがないと認められること。

(活動の場所及び内容)

第3条 サポーターの活動場所は、図書館等とする。

2 サポーターの活動の内容及び区分は、別表のとおりとする。

(登録)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、犬山市図書館サポーター登録届（様式第1）を館長に提出するものとする。登録した事項を変更し、又は登録を更新しようとするときも、同様とする。

2 館長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、届出者を犬山市図書館サポーター登録台帳（様式第2）に登載し、サポーターとして登録するものとする。

3 館長は、初めてサポーターの登録を受けようとする者から第1項の届出があつたときは、前項の審査とともに、当該届出をした者と面接を行うものとする。

(登録証)

第5条 館長は、前条第2項の登録をしたときは、登録した者（以下「登録者」という。）に対し、犬山市図書館サポーター登録証（様式第3）を交付するものとする。

2 登録者は、サポーターの活動を行うときは、前項の登録証を着用しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、第4条第2項の登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録を更新することを妨げない。

(抹消)

第7条 館長は、登録者が、第2条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は図書館活動に支障をきたす行為を行ったとき等は、その者に係るサポーターの登録を取り消すことができる。

(活動記録)

第8条 登録者は、サポーターの活動を行ったときは、活動記録帳（様式第4）に所定の事項を記入しなければならない。

(研修)

第9条 犬山市立図書館は、登録者に対し、その活動の区分に応じ、必要な基礎知識及び技能の取得のための研修を実施するものとする。

(遵守事項)

第10条 登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反しないこと。
- (2) サポーター活動の実施中においては、館長の指示に従うこと。
- (3) サポーター活動において知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) サポーター活動において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしないこと。

(賠償責任)

第12条 犬山市立図書館は、サポーターの活動により生じた事故、損害、紛争等に係る損害については、その責を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

図書館年報 2021年度（令和3年度）版

---

2021年（令和3年） 6月発行

## 編集・発行 犬山市立図書館

（犬山市教育委員会 文化スポーツ課 図書館）

〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券322番地1

電 話（0568）62-6300

F A X（0568）62-4757

Copyright©2011 by Inuyama City Library, Japan

---

〈犬山市立図書館ホームページURL〉

<https://www.lib.inuyama.aichi.jp/>

〈携帯電話版ホームページURL〉

<https://ilisod001.apse.jp/inuyama-library/wopc/pc/mSrv>